



○委員長(中島眞人君) 委員の異動について御報告いたします。

本日までに、岡崎トミ子君、藤本祐司君、齋藤勁君、峰崎直樹君、高橋千秋君、林久美子君、鴻進君、和田ひろ子君、那谷屋正義君、渕上貞雄君及び私、中島眞人が選任されました。

○委員長(中島眞人君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

神本恵子君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に直嶋正行君を指名いたしました。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

○委員長(中島眞人君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(中島眞人君) 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元に配付いたしております草案を提出することとなりました。

第三に、会計検査院は、会計検査院法第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、隨時、国会及び内閣に報告することになります。

近年、国会における決算審査につきましては、法第百五条に基づく会計検査院への検査要請の実施など、その充実を図ってきております。

こうした中、会計検査院の行う会計検査につきましても、国等の締結する契約の多様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円滑な実施の担保、さらに、会計検査院による国会等への報告時期の弾力化などが求められております。

このような状況にかんがみ、第百六十二回国会において、本委員会は、会計検査の機能の強化及び活用を図り、もつて国会における決算審査の充実に資するため、所要の改正を行う会計検査院法の一部を改正する法律案を提出いたしました。この法律案は、参議院では全会一致をもつて可決されましたが、衆議院解散に伴い衆議院において審査未了となり、成立に至りませんでした。しかしながら、国会における決算審査を充実させるため、会計検査院法の改正は必要であると考え、前国会提出した法律案と同じ内容の本草案を提出する次第であります。

次に、本草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、会計検査院は、国の工事以外の役務の請負又は事務若しくは業務の受託のその契約に関する会計について、新たに検査をすることができるものとし、また、国が資本金の二分の一以上を出資している法人について、工事その他の役務の請負若しくは事務若しくは業務の受託又は物品の納入のその契約に関する会計についても検査をすることができるものとしております。

第二に、会計検査院による実地の検査を受けるもの及び会計検査院から、帳簿、書類その他の資

料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならぬものとしております。

第三に、会計検査院は、会計検査院法第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随时、国会及び内閣に報告することになります。

この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十五条に後段として次のように加える。

この場合において、帳簿、書類その他の資料が提出されるものとしております。以上が、この法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

それでは、本草案を会計検査院法の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中島眞人君) 御異議ないと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第二条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

第二十七条の二を削る。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第三条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条 削除

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第四条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

二の二 第三十条の二の規定による報告

第二十三条第一項中「左に」を「次に」に改め、同第七号中「國の工事の請負人及び國」を「國若し

くは前条第五号に規定する法人(以下この号において「國等」という。)の工事その他の役務の請負人

若しくは事務若しくは業務の受託者又は國等に改める。

第二十五条に後段として次のように加える。

この場合において、実地の検査を受けるもの

若しくは出頭の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

第二十六条に後段として次のように加える。

この場合において、帳簿、書類その他の資料

が提出されるものとしております。

以上が、この法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。

第五条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律

第一百三十八条号の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第六条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三条号)の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第七条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(国際協力銀行法の一部改正)

第八条 国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

(日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条 削除

第五十条第一項中「若しくは受託者に」を「若

しくは第二十六条第一項の規定により日本政策投資銀行からその業務の委託を受けた銀行その他の金融機関(以下「受託者」という。)に改め

(国民生活金融公庫法等の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際に附則第二条から前条までの規定による改正前のそれぞれの法律の規定により行われている会計検査院の検査について、なお従前の例による。

(独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第五項中「第二十三条第二項に規定する受託者たる金融機関(附則第十三条の規定による改正前の産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第十条第一項の規定による委託を受けた金融機関を含む。)又は旧公庫法」を削る。

附則第十三条中「産業労働者住宅資金金融通法の下に「(昭和二十八年法律第六十三号)」を加える。

#### 理由

会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会計の検査及び国会等への意見を表示し又は処置を要した事項等の随時の報告を行うことができるることとともに、実地の検査等に応じる義務を明記する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年十月二十四日印刷

平成十七年十月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A